

日蓮宗乾性寺墓地利用規約

1. 墓地の管理者は乾性寺とします。
2. 墓地は皆様の所有ではなく、その区画の永代使用权をお譲りしたものであり、相続を除いて譲渡出来ません。
3. 墓地の使用事由が止んでも、ご受納した冥加金は返金いたしません。
4. 毎年墓地管理料を請求させていただきますので、必ず納入ください。3年間、納入なき場合は、墓地使用の権利を放棄されたものとして、無縁墓地へ合祀することがあります。その場合の費用は、使用者に請求します。
5. 緊急に墓地全体に関わる工事等が必要になった場合、墓地管理料以外に費用負担をお願いすることがあります。
6. 墓地使用者の祭祀者名や住所ならびに連絡先に変更が生じた時は、乾性寺にご連絡ください。
7. 墓地を工事される場合や、納骨をされる場合は、事前に乾性寺と打合せをお願いします。
8. 墓石等に、如何なる事故が起きましても、乾性寺は一切責任を負いません。
9. 墓地が倒壊、損傷した場合の修理費用は皆様のご負担となります。
10. 当山からの連絡は、必ずお読みください。
11. この規約は、役員会において、変更することがあります。

附則1

令和4年4月1日より全面改訂施行